【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年11月14日

【中間会計期間】 第39期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社ゴルフ・ドゥ

【英訳名】 GOLF・DO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐久間 功

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

【電話番号】 (048)851-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長 並木 健二

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号

【電話番号】 (048)851-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長 並木 健二

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期 中間連結会計期間	第39期 中間連結会計期間	第38期
会計期間		自2024年 4月1日 至2024年 9月30日	自2025年 4月1日 至2025年 9月30日	自2024年 4月1日 至2025年 3月31日
売上高	(千円)	2,905,435	3,072,094	5,917,036
経常利益	(千円)	2,593	98,405	37,330
親会社株主に帰属する中間(当期)純利 益又は親会社株主に帰属する中間純損失 ()	(千円)	28,305	63,881	17,545
中間包括利益又は包括利益	(千円)	25,539	64,445	22,184
純資産額	(千円)	768,234	881,514	822,899
総資産額	(千円)	3,541,433	3,689,697	3,837,579
1株当たり中間(当期)純利益又は1株 当たり中間純損失()	(円)	5.65	12.74	3.50
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	-	12.21	3.40
自己資本比率	(%)	20.7	22.6	20.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	72,058	78,228	55,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	118,853	125,340	209,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	371,337	94,490	374,916
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	(千円)	847,528	749,885	891,717

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して おりません。
 - 2.当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
 - 3.第38期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、物価上昇による個人消費の停滞はあるものの、株価及び地価の上昇が進むとともに、訪日外国人客数・消費額が過去最高ペースで推移しており、景気回復への歩みが一層鮮明になっております。海外においては、米国の関税政策の動向、中国経済の停滞、各地における紛争等の地政学的問題、アフリカ等における資源争奪戦が続いており、世界経済における混迷の深まりが懸念されます。

リユース市場においては、連日のように目にする買取専門店の新聞折り込み広告やポスティング広告に代表されるように、商品ジャンルを問わず買取りの争奪戦が続いております。また、物価高により消費者の節約志向が強まっていることを追い風に、今後、経済物価情勢に大きな転換が無い限り、リユース品の売買需要は一段と強まるとともに市場の拡大も進むものと推測されます。

ゴルフ用品市場においては、女子ゴルフの海外メジャー大会であるシェブロン選手権に西郷真央プロが優勝、AIG女子オープンに山下美夢有プロが優勝したものの、プロゴルファーの活躍がゴルフ用品市場に与える影響は、一昔前と比べると明らかに限定的となっている感があります。また、初夏からの気温上昇等による市場の停滞感は、真夏の猛暑によって一層色濃くなっているものと推測され、市場に対する需要の引き上げが求められます。なお、株式会社矢野経済研究所「YPSゴルフデータ」によりますと、2025年7月~9月の新品クラブ及びボール等用品類のカテゴリー合計前年同月比(販売数量ベース・金額ベース)は、7月94.7%・94.8%、8月96.2%・92.1%、9月100.1%・101.6%となっております。4月以降、数量ベース、金額ベース共に前年同月を下回っていましたが、9月は新製品と値下げ品が牽引して前年同月を上回ったようです。

ゴルフ場及び練習場においては、総務省統計局 サービス産業動態統計調査「参考表 事業活動の産業(細分類) 別売上(収入)金額」(https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html)を基に算出した2025年7月、8月の ゴルフ場・練習場の売上前年同月比は、7月106.6%・97.2%、8月104.9%・108.9%*となりました。

*数値は速報からの算出で、9月分は公表日の都合で記載しておりません。

このような経営環境のなか、事業の多角化による利益の増大に向けた成長戦略のひとつとして6月にオープンしたインドアゴルフ練習場「DODO GOLF(ドドゴルフ)」は、新たな取り組みとしての検証や調整が続いておりますが、一刻も早い収益化を目指しております。一方で前連結会計年度まで成長戦略の中心として改修に注力していた「ゴルフドゥ!オンラインショップ」は、前年同月の売上高を毎月上回っており、課題であった買取りも改善が進んでおります。費用面においては、前中間連結会計期間と比較して大きく上回っているものとして、人手不足(社員)に対するパートタイマーの採用増加による雑給及び中途を含む社員の採用活動による採用費、クレジットカード及びECモール(楽天市場、メルカリShops)に関する手数料増加による支払手数料、ECサイトの拡大等に伴う保守料、新規事業「DODO GOLF」の設備等に関する減価償却費があげられます。

直営事業においては、「ゴルフドゥ!」直営店の店頭販売が猛暑の影響により好不調の波があるものの、「ゴルフドゥ!オンラインショップ」が安定していたことで、同店の7月~9月売上高はそれぞれ同月の過去最高となりました。また、最も猛暑が厳しかったにもかかわらず8月の好調ぶりが特に目立ちました。粗利益率については、前年同月を4月から毎月上回っており、売上高とともに収益力のベースアップが進んでおります。なお、当中間連結会計期間の店舗売上高前年増減率(子会社運営店舗を含まず)は、全店ベース2.9%増、既存店ベース3.1%増となりました。

フランチャイズ事業においては、猛暑の影響により「ゴルフドゥ!」フランチャイズ店は客数減少が目立ったものの、直営店と同様に「ゴルフドゥ!オンラインショップ」がしっかり支えており、店頭の客数減少を十分に補完しております。また、第1四半期に増加に転じたロイヤリティ収入は、店舗数が前年同期と比べて少ないながらも売上高が前年同期を上回っていることにより増加を維持しております。なお、当中間連結会計期間の店舗売上高前年増減率(子会社運営店舗を含む)は、全店ベース1.9%増、既存店ベース4.1%増となりました。

当中間連結会計期間における「ゴルフドゥ!」のオープンは、4月に移転でゴルフドゥ!NEXT昭島武蔵野店/直営、5月に新規でゴルフドゥ!河口湖インター店/FCで、2025年9月30日現在の「ゴルフドゥ!」は、直営24店舗、フランチャイズ45店舗(当社子会社の運営店舗を含む)、合計69店舗、チェーン合計の売上高前年増減率は、全店ベース2.4%増、既存店ベース3.6%増となりました。

営業販売事業においては、米国のインフレと円安によるUSモデルのコスト高に改善が見通せないことから、体制の見直しを兼ねて国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」を7月、卸販売を8月で休止しております。米国子会社は輸出による卸販売が依然として為替の壁に阻まれていることもあり、引き続き状況の打開に向けてECモール販売に注力しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は売上高30億72百万円(前中間連結会計期間は売上高29億5百万円)、営業利益99百万円(前中間連結会計期間は営業利益1百万円)、経常利益98百万円(前中間連結会計期間は経常利益2百万円)、親会社株主に帰属する中間純利益63百万円(前中間連結会計期間は親会社株主に帰属する中間純損失28百万円)となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(直営事業)

当中間連結会計期間における直営事業の売上高は23億61百万円(前年同期比2.8%増)、セグメント利益は2億57百万円(前年同期比67.1%増)となりました。

(フランチャイズ事業)

当中間連結会計期間におけるフランチャイズ事業の売上高は2億63百万円(前年同期比30.2%増)、セグメント利益は43百万円(前年同期比77.3%増)となりました。

(営業販売事業)

当中間連結会計期間における営業販売事業の売上高は5億48百万円(前年同期比17.0%増)、セグメント利益は5百万円(前年同期比46.7%減)となりました。

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は27億94百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億79百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金が1億41百万円、売掛金が40百万円減少したことによるものであります。固定資産は8億94百万円となり、前連結会計年度末に比べ31百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が55百万円増加、無形固定資産が23百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、36億89百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億47百万円減少いたしました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は19億35百万円となり、前連結会計年度末に比べ57百万円減少いたしました。これは主に買掛金が1億6百万円減少、短期借入金が50百万円増加したことによるものであります。固定負債は8億72百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億49百万円減少いたしました。これは主に長期借入金が1億33百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、28億8百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億6百万円減少いたしました。 (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は8億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ58百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が51百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は22.6%(前連結会計年度末は20.4%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1億41百万円減少し、7億49百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は78百万円(前年同期は72百万円の使用)となりました。 これは、主に税金等調整前中間純利益によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は1億25百万円(前年同期は1億18百万円の使用)となりました。 これは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は94百万円(前年同期は3億71百万円の獲得)となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出によるものであります。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況 の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4)経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

EDINET提出書類 株式会社ゴルフ・ドゥ(E03474) 半期報告書

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

- (6)研究開発活動 該当事項はありません。
- 3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	8,800,000	
計	8,800,000	

(注)2025年10月10日付の取締役会の決議に替わる書面決議により、2025年11月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,800,000株増加し、17,600,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年 9 月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,605,642	5,211,284	名古屋証券取引所 ネクスト市場	単元株式数 100株
計	2,605,642	5,211,284	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行され た株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権

(第14回新株予約権)

(11 11111111111111111111111111111111111	
決議年月日	2025年 5 月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)1
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式20,000
(株)	E 2017 2020, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	2026年4月1日~2055年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 327.63
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事	(注)5
項	
新株予約権の譲渡に関する事項 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事	

新株予約権証券発行時(2025年6月4日)における内容を記載しております。

(注)1.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2026年4月1日から2055年6月3日の期間内において、当社取締役(監査等委員ではない。)の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「(注)1.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2055年6月3日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項「(注)3.増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 その他新株予約権の行使の条件

「(注)4.新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が 別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b.新株予約権者が権利行使をする前に、「(注)4.新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- c.新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

b. 当社の取締役、従業員に対して業績連動型ストック・オプションとして発行する新株予約権 (第15回新株予約権)

(No to District)	
決議年月日	2025年 8 月29日
(付上対象者の区/)なずし数(タ)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)2、
付与対象者の区分及び人数(名) 	従業員 1
新株予約権の数(個)	1,220
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	並活性 〒 422,000
(株)	普通株式122,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	401
新株予約権の行使期間	2026年7月1日~2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 456.89
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事	()
項	(注)6

新株予約権証券発行時(2025年9月17日)における内容を記載しております。

(注)1.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金401円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<名 古屋証券取引所ネクスト市場>における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 >

分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込価額 既発行株式数+ 新規発行前の1株当たり 調整後行使価額 = 調整前行使価額× 新規発行前の1株当たり時価

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2026年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)に記載される経常利益を元にした参照指数である「修正経常利益」の額が64百万円を超過、且つ2026年3月期の自社サイト及び他社サイト販売金額合計が2,200百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、「修正経常利益」とは、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)に記載される経常利益に、本新株予約権に関連して計上される株式報酬費用の影響を排除した株式報酬控除前の経常利益を指す。

新株予約権者は、割当日から権利確定日である2026年6月30日までの期間、継続して当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役又は使用人であることを要する。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役又は使用人であること を要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

本新株予約権の引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

5.新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「(注)1.新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、 上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新 株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2031年6月30日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日	-	2,605,642	-	515,838	-	9,717

(注) 2025年10月10日付の取締役会の決議に替わる書面決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は2,605,642株増加し、5,211,284株となっております。

(5)【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
松田芳久	埼玉県さいたま市南区	792,400	31.61
佐 藤 智 之	栃木県那須塩原市	170,500	6.80
楠 木 哲 也	栃木県宇都宮市	121,600	4.85
伊 東 龍 也	埼玉県東松山市	83,800	3.34
株式会社アクシスパートナーズ	東京都豊島区南池袋3丁目11-10	54,800	2.18
竹田慎	福岡県福岡市中央区	40,000	1.59
谷 口 政 人	東京都港区	37,200	1.48
若 杉 精 三 郎	大分県別府市	27,000	1.07
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手1丁目11-24	26,400	1.05
今 井 み き	埼玉県さいたま市中央区	26,000	1.03
計	-	1,379,700	55.04

(注)上記ほか自己株式が99,200株あります。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

	_			2020 37300日元日
区分	株式数	枚(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	1	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	99,200	1	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	2,505,900	25,059	-
単元未満株式	普通株式	542	-	-
発行済株式総数		2,605,642	-	-
総株主の議決権		-	25,059	-

【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市中央区 上落合二丁目3 - 1	99,200	-	99,200	3.8
計	-	99,200	-	99,200	3.8

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人和宏事務所による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	891,717	749,885
売掛金	346,039	305,873
商品	1,654,364	1,686,537
未収還付法人税等	375	374
その他	82,396	52,515
貸倒引当金	266	266
流動資産合計	2,974,627	2,794,918
固定資産		
有形固定資産	286,180	341,970
無形固定資産	316,496	293,452
投資その他の資産		
投資有価証券	49,766	51,283
長期貸付金	36,083	36,083
敷金及び保証金	164,369	173,457
繰延税金資産	27,658	19,775
その他	20,647	17,006
貸倒引当金	38,251	38,251
投資その他の資産合計	260,274	259,355
固定資産合計	862,952	894,778
資産合計	3,837,579	3,689,697
負債の部		
流動負債		
買掛金	429,950	323,618
短期借入金	900,000	950,000
1 年内返済予定の長期借入金	266,640	266,640
未払法人税等	36,080	36,455
賞与引当金	28,135	30,708
ポイント引当金	25,256	11,750
株主優待引当金	19,578	20,885
その他	287,313	295,767
流動負債合計	1,992,954	1,935,825
固定負債		
長期借入金	708,453	575,133
退職給付に係る負債	181,373	166,125
資産除去債務	80,570	86,584
その他	51,329	44,513
固定負債合計	1,021,726	872,356
負債合計	3,014,680	2,808,182

		* * * * * *
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,838	515,838
資本剰余金	169,240	169,240
利益剰余金	81,672	133,022
自己株式	98,208	98,208
株主資本合計	668,544	719,893
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,496	25,503
為替換算調整勘定	88,820	88,376
その他の包括利益累計額合計	113,316	113,880
新株予約権	41,038	47,740
純資産合計	822,899	881,514
負債純資産合計	3,837,579	3,689,697

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

		(+12:113)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	2,905,435	3,072,094
売上原価	1,793,056	1,870,967
売上総利益	1,112,379	1,201,127
販売費及び一般管理費	1,111,025	1,101,451
三 営業利益	1,354	99,675
三型工作		
受取利息及び配当金	1,824	2,091
受取手数料	2,800	2,499
為替差益	58	205
貸倒引当金戻入額	1,800	-
その他	1,631	5,701
営業外収益合計	8,113	10,498
営業外費用		
支払利息	6,493	11,082
その他	380	685
営業外費用合計	6,874	11,767
経常利益	2,593	98,405
税金等調整前中間純利益	2,593	98,405
法人税、住民税及び事業税	5,448	27,176
法人税等調整額	25,450	7,347
法人税等合計	30,899	34,524
中間純利益又は中間純損失()	28,305	63,881
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失()	28,305	63,881

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
中間純利益又は中間純損失()	28,305	63,881
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,647	1,007
為替換算調整勘定	8,881	444
その他の包括利益合計	2,766	563
中間包括利益	25,539	64,445
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	25,539	64,445
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,593	98,405
減価償却費	51,744	64,422
のれん償却額	2,949	2,683
長期前払費用償却額	825	725
株式報酬費用	4,627	5,334
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,800	-
賞与引当金の増減額(は減少)	1,447	2,567
ポイント引当金の増減額(は減少)	14,203	13,506
株主優待引当金の増減額(は減少)	2,487	1,307
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,602	15,247
受取利息及び受取配当金	1,824	2,091
支払利息	6,493	11,082
売上債権の増減額(は増加)	36,921	39,837
棚卸資産の増減額(は増加)	36,558	33,131
仕入債務の増減額(は減少)	132,837	105,386
未払金の増減額(は減少)	9,147	2,372
未払費用の増減額(は減少)	3,777	490
未払消費税等の増減額(は減少)	17,452	18,706
その他	23,046	50,446
小計	80,754	123,292
利息及び配当金の受取額	1,824	2,091
利息の支払額	7,156	10,900
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	14,028	36,255
_ 営業活動によるキャッシュ・フロー	72,058	78,228
有形固定資産の取得による支出	44,893	106,085
無形固定資産の取得による支出	85,497	20,008
貸付金の回収による収入	1,800	-
敷金及び保証金の回収による収入	7,426	9,999
敷金及び保証金の差入による支出	54	11,659
建設協力金の回収による収入	2,365	2,413
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,853	125,340
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	50,000
長期借入れによる収入	540,000	-
長期借入金の返済による支出	356,187	133,320
配当金の支払額	12,478	12,545
その他	3	1,374
財務活動によるキャッシュ・フロー	371,337	94,490
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,988	229
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	176,437	141,832
現金及び現金同等物の期首残高	671,090	891,717
現金及び現金同等物の中間期末残高	847,528	749,885
坑並以び坑並凹守物の中间朔不浅向 	047,320	149,000

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)	
当座貸越極度額	1,052,332千円	1,172,108千円	
借入実行残高	900,000	850,000	
差引額	152.332	322 . 108	

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与	247,563千円	239,801千円
賞与引当金繰入額	17,843	29,703
退職給付費用	18,356	14,324
株主優待引当金繰入額	4,878	3,599

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	847,528千円	749,885千円
 現金及び現金同等物	847,528	749,885

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1)配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	5.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日	利益剰余金

(2)株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1)配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	5.00	2025年 3 月31日	2025年 6 月30日	利益剰余金

(2)株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

報告セグメント						調整額	中間連結損益計算書計
	直営	フラン チャイズ	営業販売	アパレル	合計	神聖領 (注)1	上額(注)
売上高							
外部顧客への 売上高	2,296,634	195,016	390,908	22,876	2,905,435	-	2,905,435
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	7,357	77,794	1	85,152	85,152	-
計	2,296,634	202,374	468,703	22,876	2,990,588	85,152	2,905,435
セグメント利益 又は損失()	154,214	24,294	9,684	874	187,318	185,964	1,354

- (注)1.セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - 2. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		その他		調整額	中間連結損益計算書計	
	直営	フラン チャイズ	営業販売	計	(注)1	合計	(注)2	上額(注)	
売上高									
外部顧客への 売上高	2,361,915	254,707	453,655	3,070,279	1,814	3,072,094	-	3,072,094	
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	8,795	94,725	103,521	-	103,521	103,521	-	
計	2,361,915	263,503	548,381	3,173,800	1,814	3,175,615	103,521	3,072,094	
セグメント利益 又は損失()	257,699	43,077	5,161	305,938	16,949	288,989	189,313	99,675	

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、無人インドアゴルフ練習場事業を含んでおります。
 - 2. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - 3. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度においてアパレル事業の「シューラルー」フランチャイズ契約終了に伴いアパレル事業は終了したため、当中間連結会計期間より報告セグメントは「直営事業」、「フランチャイズ事業」及び「営業販売事業」の3事業となっております。

(収益認識関係)

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	合計	
東日本	1,863,047	195,016	131,343	22,876	2,212,283	
西日本	433,587	-	-	-	433,587	
国外(米国)	-	-	259,564	-	259,564	
顧客との契約から	2 206 624	195,016	390,908	22,876	2,905,435	
生じる収益	2,296,634	195,016	390,906	22,070	2,905,435	
その他の収益	-	-	-	-	-	
外部顧客への売上高	2,296,634	195,016	390,908	22,876	2,905,435	

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

		報告セク	その他			
	直営	フランチャ イズ	営業販売	計	(注1)	合計
東日本	1,890,437	254,707	67,900	2,213,045	1,814	2,214,860
西日本	471,477	-	-	471,477	-	471,477
国外(米国)	-	-	385,755	385,755	-	385,755
顧客との契約から 生じる収益	2,361,915	254,707	453,655	3,070,279	1,814	3,072,094
その他の収益	-	-	1	1	-	-
外部顧客への売上高	2,361,915	254,707	453,655	3,070,279	1,814	3,072,094

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、無人インドアゴルフ練習場 事業を含んでおります。
 - 2.前連結会計年度においてアパレル事業の「シューラルー」フランチャイズ契約終了に伴いアパレル事業 は終了したため、当中間連結会計期間より報告セグメントは「直営事業」、「フランチャイズ事業」及 び「営業販売事業」の3事業となっております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	I	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1)1株当たり中間純利益又は1株当たり 中間純損失()	5 円65銭	12円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失() (千円)	28,305	63,881
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失()(千円)	28,305	63,881
普通株式の期中平均株式数(株)	5,012,884	5,012,884
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	-	12円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	218,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な 変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。
 - 2.前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年10月10日付の会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づく取締役会に替わる書面決議において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1)株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2)株式分割の概要

分割の方法

2025年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 2,605,642株 株式分割により増加する株式数 2,605,642株 株式分割後の発行済株式総数 5,211,284株 株式分割後の発行可能株式総数 17,600,000株

分割の日程

基準日公告日2025年10月10日基準日2025年10月31日効力発生日2025年11月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては当該箇所に記載しております。

(3)株式分割に伴う定款の一部変更

定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年11月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

变更前定款	变更後定款	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、	
<u>8,800,000株</u> とする。	<u>17,600,000株</u> とする。	

定款変更の日程

効力発生日 2025年11月1日

(4)その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

		取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
Γ	第15回新株予約権	2025年 8 月29日	401円	201円

当社は、上記以外に株式報酬型新株予約権を複数発行しておりますが、当該各新株予約権の権利行使価額はいずれも1株当たり1円であり、また、当該各新株予約権の発行決議において、いずれも権利行使価額の調整に関して定めなかったことにより、今回の株式分割による権利行使価額の調整は発生いたしません。

EDINET提出書類 株式会社ゴルフ・ドゥ(E03474) 半期報告書

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ゴルフ・ドゥ(E03474) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役会 御中

> 監査法人和宏事務所 東京都千代田区

> > 代 表 社 員 公認会計士 大塚 尚 吾 業務執行社員 公認会計士 大塚 尚 吾

> > 業務執行社員 公認会計士 小澤公一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー 手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施され る年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。